

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
3年ー13 (3.6.11)	コロナ対策	精神疾患患者等の新型コロナウイルス感染症受入体制について ▶陳情事項 鳥取県において、精神疾患患者等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、その特性に配慮して、次に掲げる項目を実現すること。 1 病院への受入体制を整備すること。 2 精神疾患（障がい）等の度合いや特性に応じた支援体制を整備すること。 ▶陳情理由 他の自治体において、精神障がいや精神疾患を理由に感染症指定医療機関等の専門機関への入院や精神科病院からの転院を拒否される事例が散見される。 精神疾患患者の中には、マスク着用や隔離距離の確保が難しく、消毒液の誤飲のおそれもあり、感染防止対策の徹底を求めることについて健常者と異なる一定の配慮を要することから、感染症指定機関等でも一般の新型コロナウイルス感染症患者と同等に考えることは困難である。 そのため、精神疾患患者等の命と健康を守るために、新型コロナウイルス感染症に感染した場合にも迅速かつ適切な対応ができるように、感染症指定医療機関等と精神科病院及び行政の連携や、先立った支援体制の構築が重要である。	個人 (鳥取市)	不採択 (3.7.5)

本会議(R3.7.5)委員長報告

会議録暫定版

本県では、現在、新型コロナウイルス感染症対策を県の最重要課題と位置づけ、全庁一丸となって、一人も取り残されることのない支援体制の構築に取り組んでいるところです。

新型コロナウイルス感染症対策において、早期検査、早期入院、早期治療の鳥取方式を基本戦略に据え、新型コロナウイルス感染症の陽性となった方全員が入院し、メディカルチェックを受けることとしており、精神疾患や精神障がいのある方も同様に受け入れ、対応することとしています。

併せて、新型コロナウイルス感染症の重症度に応じた入院受入体制の整備はもちろんのこと、精神障がいの程度や特性に応じた医療や措置のあり方については、一定の配慮や対応が必要であることから、患者の命と健康を守るために、各圏域において医師会や医療機関で組織する協議会で情報共有しています。

また、必要な措置が可能となる他の医療機関等への搬送については、圏域を問わず調整する仕組みが整えられるなど、入院先の病院と主治医が連携し、精神障がいなどがある方の特性に応じた支援が行える体制が整備されているところです。

現時点において、本県の取組は、おおむね願意に対応したものとなっており、議会としては、これらの進捗や効果を引き続き慎重に見守っていくことが相当と考えますので、不採択と決定いたしました。